

通関士試験 予想問題 解答・解説(第 60 回対応・全 122 問)

目次

通関士試験 予想問題 解答・解説(第 60 回対応・全 122 問)	4
第 1 科目 通関業法(問 1～問 34)	4
問 1 正解: イ=⑤(規制) ロ=③(設置) ハ=⑩(適正) ニ=⑫(申告納付) ホ=⑥(迅速)	4
問 2 正解: イ=⑤(他人) ロ=⑪(代理) ハ=⑥(作成) ニ=④(業として) ホ=③(財務大臣)	4
問 3 正解: イ=⑧(適正) ロ=②(営業所) ハ=④(通関士) ニ=⑥(審査) ホ=⑫(記名)	4
問 4 正解: イ=⑥(相続人) ロ=⑨(同意) ハ=③(60 日) ニ=②(財務大臣) ホ=⑤(あらかじめ)	4
問 5 正解: イ=②(1 年) ロ=⑥(停止) ハ=⑨(取消し) ニ=⑪(戒告) ホ=③(2 年)	4
問 6 正解: 1、3、5	4
問 7 正解: 1、3、5	5
問 8 正解: 1、2、3	5
問 9 正解: 1、2、5	5
問 10 正解: 1、2、4、5	5
問 11 正解: 1、5	5
問 12 正解: 1、3、5	5
問 13 正解: 1、3、4	5
問 14 正解: 1、2、3	6
問 15 正解: 1、2、4	6
問 16 正解: 1、2、3	6
問 17 正解: 1、2、4	6
問 18 正解: 1、2、3	6
問 19 正解: 1、3、4	6
問 20 正解: 1、2、5	6
問 21 正解: 1、2、5	7
問 22 正解: 1、3、4、5	7
問 23 正解: 1、2、3	7
問 24 正解: 1、2、4	7
問 25 正解: 1、2、4	7
問 26 正解: 1、3、4	7
問 27 正解: 5	7
問 28 正解: 3	7
問 29 正解: 5	8
問 30 正解: 5	8
問 31 正解: 0	8
問 32 正解: 2	8
問 33 正解: 2	8
問 34 正解: 2	8
第 2 科目 関税法等(問 35～問 68: 選択式)	9
問 35 正解: イ=②(輸入申告) ロ=⑦(蔵入れの承認) ハ=④(承認) ニ=⑫(提示) ホ=⑨(公売)	9
問 36 正解: イ=⑥(輸入申告) ロ=①(輸入の許可) ハ=⑪(承認) ニ=③(保税運送の承認) ホ=⑬(提示)	9



問 37 正解: イ=⑤(貨物を輸入する者) ロ=⑨(保税蔵置場の許可を受けた者) ハ=②(保税運送の承認を受けた者) ニ=⑬(名宛人) ホ=⑦(その消費又は使用をした者)	9
問 38 正解: イ=⑧(賦課課税方式) ロ=⑫(更正) ハ=③(5 年) ニ=⑥(税関長) ホ=⑭(決定)	9
問 39 正解: イ=⑩(輸入の許可) ロ=④(翌日) ハ=⑥(7.3) ニ=⑬(2 月) ホ=②(翌月末日)	9
問 40 正解: イ=⑦(総合保税地域) ロ=②(財務大臣) ハ=⑨(1 月) ニ=⑭(2 年) ホ=⑤(10 年)	9
問 41 正解: イ=③(輸入取引) ロ=⑧(現実支払価格) ハ=⑫(到着) ニ=⑤(買付手数料) ホ=⑩(条件)	9
問 42 正解: イ=⑥(経済が開発の途上にある国) ロ=⑪(特別特惠受益国) ハ=②(1 年) ニ=⑨(20 万円) ホ=⑬(3 年)	10
問 43 正解: イ=⑨(税関長) ロ=④(特例申告) ハ=⑫(翌月末日) ニ=②(保税地域等) ホ=⑦(特例委託輸入者)	10
問 44 正解: イ=④(経済産業大臣) ロ=⑨(許可) ハ=②(承認) ニ=⑫(証明) ホ=⑥(確認)	10
問 45 正解: 4、5	10
問 46 正解: 1、3、5	10
問 47 正解: 1、3、5	10
問 48 正解: 1、2、3	10
問 49 正解: 1、2、3	10
問 50 正解(誤っているもの): 3、4	11
問 51 正解: 1、2、3	11
問 52 正解: 1、2、4	11
問 53 正解: 1、3、5	11
問 54 正解: 1、2、5	11
問 55 正解: 1、3、4	11
問 56 正解(誤っているもの): 4、5	11
問 57 正解: 1、3、4	12
問 58 正解: 1、3、5	12
問 59 正解: 1、2、5	12
問 60 正解: 1、3、4	12
問 61 正解: 1、2、5	12
問 62 正解: 1、2、3、5	12
問 63 正解(誤っているもの): 2、4	12
問 64 正解: 1、2、4	13
問 65 正解(誤っているもの): 2、5	13
問 66 正解: 1、2、3	13
問 67 正解: 1、2、3	13
問 68 正解: 1、2、4	13
第 2 科目 関税法等(問 69～問 90: 択一式)	13
問 69 正解: 2	13
問 70 正解: 2	14
問 71 正解: 3	14
問 72 正解: 3	14
問 73 正解: 0	14
問 74 正解: 1	14
問 75 正解: 4	14
問 76 正解: 1	14
問 77 正解: 3	15
問 78 正解: 5	15
問 79 正解: 0	15



問 80 正解: 2	15
問 81 正解: 4	15
問 82 正解: 1	15
問 83 正解: 5	16
問 84 正解: 0	16
問 85 正解: 2	16
問 86 正解: 4	16
問 87 正解: 4	16
問 88 正解: 5	16
問 89 正解: 3	17
問 90 正解: 2	17
第 3 科目 通関実務(問 91～問 94: 申告書作成)	17
問 91 解答	17
問 92 解答	18
問 93 解答	19
問 94 解答	21
学習上の補足(4 問共通)	22
第 3 科目 通関実務(問 95～問 122: 選択式・択一式・計算式)	23
問 95 正解: 1、2、4、5	23
問 96 正解: 1、2、4、5	23
問 97 正解: 1、2、3	23
問 98 正解: 1、3、4、5	23
問 99 正解: 1、2、3	24
問 100 正解: 2、3、4、5	24
問 101 正解: 1、2、3、4	24
問 102 正解: 1、2、4、5	24
問 103 正解: 1、3、5	25
問 104 正解: 1、3、4	25
問 105 正解: 2	25
問 106 正解: 4	25
問 107 正解: 1	25
問 108 正解: 1	25
問 109 正解: 1	26
問 110 正解: 1	26
問 111 正解: 4,875,000 円	26
問 112 正解: 2,940,000 円	26
問 113 正解: 4,710,000 円	26
問 114 正解: 3,570,000 円	27
問 115 正解: 255,700 円	27
問 116 正解: 140,700 円	27
問 117 正解: 209,300 円	27
問 118 正解: 159,500 円	27
問 119 正解: 221,000 円	28
問 120 正解: 5,900 円	28
問 121 正解: 34,600 円	28
問 122 正解: 330,900 円	28



通関士試験 予想問題 解答・解説(第 60 回対応・全 122 問)

『予想問題.md』の解答・解説編。問題は本冊を参照。

問番号は本冊と共通の通し番号(問 1～問 122)。第 1 科目 問 1～問 34、第 2 科目 問 35～問 90、第 3 科目 問 91～問 122。

- ・ 作問後、別インスタンスによる検証(条文照合・計算検算・HS 分類の実行関税率表照合)を実施済み(2026-08-09)。

第 1 科目 通関業法(問 1～問 34)

問 1 正解: イ=⑤(規制) ロ=③(設置) ハ=⑩(適正) ニ=⑫(申告納付) ホ=⑥(迅速)

通関業法第 1 条の目的規定の条文穴埋めである。同条は「通関業を営む者についてその業務の規制、通関士の設置等必要な事項を定め、その業務の適正な運営を図ることにより、関税の申告納付その他貨物の通関に関する手続の適正かつ迅速な実施を確保する」と規定する。「賦課徴収」「円滑」などの類似語との識別が問われる頻出条文である。

問 2 正解: イ=⑤(他人) ロ=⑪(代理) ハ=⑥(作成) ニ=④(業として) ホ=③(財務大臣)

通関業務は「他人の依頼」によってする事務であり(法 2 条 1 号)、通関手続については依頼者の「代理」、通関書類については「作成」が通関業務とされる。「通関業」とは「業として」通関業務を行うことをいい(同条 2 号)、営利目的の有無を問わない。通関業の許可権者は財務大臣である(法 3 条 1 項)。

問 3 正解: イ=⑧(適正) ロ=②(営業所) ハ=④(通関士) ニ=⑥(審査) ホ=⑫(記名)

通関士の設置(法 13 条)と通関士の審査等(法 14 条)の条文穴埋めである。通関士は通関業務を行う「営業所ごと」に置くことを要し、政令で定める通関書類は通関士に「審査」させ「記名」させなければならない。押印義務は法改正により廃止されているため、③「記名押印」を選ばないことがポイントである。

問 4 正解: イ=⑥(相続人) ロ=⑨(同意) ハ=③(60 日) ニ=②(財務大臣) ホ=⑤(あらかじめ)

許可の承継(法 11 条の 2)は、相続の場合は相続人(2 人以上あるときは全員の同意により選定された者)が地位を当然に承継した上で、被相続人の死亡後 60 日以内に財務大臣に承認を申請できる(事後承認)。これに対し、合併・分割・通関業の譲渡しの場合は「あらかじめ」財務大臣の承認を受けることを要する(事前承認)。事後承認と事前承認の対比が頻出である。

問 5 正解: イ=②(1 年) ロ=⑥(停止) ハ=⑨(取消し) ニ=⑪(戒告) ホ=③(2 年)

監督処分(法 34 条 1 項)は「1 年以内の期間を定めた通関業務の全部若しくは一部の停止」又は「許可の取消し」である。懲戒処分(法 35 条 1 項)は「戒告」「1 年以内の従業停止」「2 年間の従業禁止」の 3 種である。停止は 1 年以内、禁止は 2 年間という期間の対比が頻出である。

問 6 正解: 1、3、5

1 は通関手続(関税の納付に関する手続を含む)の代理であり通関業務に該当する(法 2 条 1 号イ)。3 の再調査の請求など関税に関する法令に基づく不服申立ての代理も通関業務であり(同号イ)、5 の輸出申告書の作成も通関業務である(同号ロ)。2 の保税運送の申告の代理と 4 の国内運送の手配は、通関手続等に該当せず、関連業務(法 7 条)にとどまる。



問 7 正解: 1、3、5

1は法7条本文のとおり正しい。3も同条ただし書の趣旨(弁護士法・税理士法等他の法律で制限された事務は行えない)のとおり正しい。5のとおり、帳簿の記載(法22条1項)は関連業務を含む通関業務全体が対象となる。2は誤りで、通関士の審査・記名(法14条)の対象は通関業務に係る政令で定める通関書類であり、関連業務の書類には及ばない。4の保税運送の申告の代理は通関業務ではなく関連業務である。

問 8 正解: 1、2、3

1のとおり、通関業務は「他人の依頼」によるものに限られ、自己の貨物に係る申告は該当しない(法2条1号)。2のとおり、「業として」とは反復継続して行うことをいい、対価(営利目的)の有無を問わないから、無償でも許可を要する。3のとおり、通関書類の作成には電磁的記録の作成が含まれる(法2条1号口括弧書)。4は誤りで、NACCSによる申告の代理も通関業務である(手段のいかんを問わない)。5の見本の一時持出しの許可申請は通関手続に含まれず、関連業務である。

問 9 正解: 1、2、5

1のとおり、許可権者は財務大臣であり、許可をしたときは遅滞なく公告される(法3条)。2のとおり、許可には取扱貨物の種類の限定等の条件を付することができる(法3条2項)。5のとおり、許可の期限が条件として付された場合には、その更新を受けることができる。3は誤りで、通関業の許可の効力に営業区域(税関の管轄区域)の制限はなく、営業所の新設手続をとれば全国で通関業務を行い得る。4も誤りで、兼業を制限する規定はない。

問 10 正解: 1、2、4、5

法5条は、①経営の基礎が確実であること(2は正しい)、②人的構成に照らした通関業務遂行能力・十分な社会的信用(4は正しい)、③通関士設置要件を備えることとなっていること(5は正しい)を許可の基準とし、財務大臣は許可に際しこれらへの適合を審査しなければならない(1は正しい)。3の通関業務の量(需給状況)に係る基準は現行法には存在しないため誤りである。

問 11 正解: 1、5

1は、関税法108条の4から112条までの規定に該当する違反行為による罰金刑に係る欠格期間が刑の執行を終わった日から3年とされているため(法6条4号イ)、2年の経過では欠格事由に該当する。5の破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者も該当する(法6条2号)。2は、暴行(刑法208条)・傷害(同204条)・脅迫(同222条)など暴力系の犯罪による罰金刑に係る欠格期間は2年とされており(法6条6号)、既に2年を経過しているため該当しない(関税法等違反の「3年」との期間の違いに注意)。3の道路交通法違反の罰金は欠格事由とされる罪に含まれず、非該当。4は、執行猶予期間の経過により刑の言渡しが効力を失う(刑法27条)ため、「拘禁刑以上の刑に処せられた者」に該当せず、直ちに許可を受け得る。

問 12 正解: 1、3、5

1は現行の法6条3号の条文表現(「拘禁刑以上の刑」)のとおり正しい。3も法6条5号のとおり正しい(通関業法違反の罰金刑から3年)。5も法6条10号(法人の役員に欠格事由該当者がある場合)のとおり正しい。2は誤りで、2025年6月1日施行の刑法等一部改正法(懲役・禁錮の拘禁刑への一本化)に伴い、通関業法6条の文言は「禁錮以上の刑」から「拘禁刑以上の刑」に改められている。4も誤りで、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が欠格とされるため(法6条7号)、3年の経過では足りない。

問 13 正解: 1、3、4

1のとおり、営業所の新設には財務大臣の許可を要する(法8条1項)。3のとおり、新設許可の審査は法5条2号(人的構成・社会的信用)及び3号(通関士設置要件)の基準について行われる(法8条2項がこの2つの号を準用)。同条1号は準用されておらず、2のいう経営の基礎は改めて審査されないから2は誤りである。4のとおり、認定通関業者には届出により許可を受けたものとみなす特例がある(法9条)。5は誤りで、届出により新設した営業所にも通関士の設置(法13条)は当然に適用される。



問 14 正解: 1、2、3

通関業の許可の消滅事由(法 10 条 1 項)は、①通関業の廃止、②死亡(承継の承認申請がない場合等)、③法人の解散、④破産手続開始の決定である。1・2・3 はいずれもこれに該当する。4(偽りその他不正の手段による許可)と 5(欠格事由該当)は、許可の「取消し」の事由(法 11 条 1 項)であって消滅事由ではなく、消滅と取消しの区別が本問のポイントである。

問 15 正解: 1、2、4

1 のとおり、許可消滅の際に現に進行中の通関手続については、引き続き許可を受けているものとみなされる(法 10 条 3 項)。2 のとおり、許可が消滅したときは遅滞なく公告される(法 10 条 2 項)。4 のとおり、偽りその他不正の手段による許可の取得が判明したときは許可を取り消すことができる(法 11 条 1 項)。3 は誤りで、相続人は法 11 条の 2 第 1 項により許可に基づく地位を承継し得る。5 も誤りで、通告処分は欠格事由への該当を通じて取消しの問題を生じ得るにとどまり、許可が当然に消滅するものではない。

問 16 正解: 1、2、3

法 12 条は、許可申請書の記載事項(法 4 条 1 項 1 号～3 号・5 号に掲げる事項)に変更があったとき、及び欠格事由に該当するに至ったときなどに、遅滞なく財務大臣に届け出ることを求める。法人の名称(1)・役員の氏名(2)は申請書記載事項(同項 1 号)であり、法人の役員の欠格事由該当(3)は法人自身が法 6 条 10 号に該当するに至る場合として届出対象である(法 12 条 2 号)。4 の通関士その他の従業員の異動は法 22 条 2 項に基づく届出であって法 12 条の届出ではない。5 の通関業務の料金の額は許可申請書の記載事項ではなく、その変更の届出を要する規定はない(料金の額については営業所における揭示義務(法 18 条)があるにとどまる)。

問 17 正解: 1、2、4

1 は法 13 条本文、2 は同条ただし書のとおり正しい。4 のとおり、通関士を置くことを要しない営業所(取扱貨物が一定の種類のみに限られる営業所)については、通関士の審査・記名(法 14 条)も要しない。3 は誤りで、通関士設置要件を欠くに至っても許可が当然に消滅するものではない(法 10 条 1 項の消滅事由に該当しない)。5 も誤りで、通関士試験合格者は財務大臣の確認(法 31 条)を受けてはじめて通関士となる。

問 18 正解: 1、2、3

通関士の審査・記名の対象となる通関書類(法 14 条、施行令)は、輸出申告書・輸入申告書、特例申告書、蔵入れ等の承認申請書、修正申告に係る書面、更正請求書、不服申立書等である。1・2・3 はいずれもこれに含まれる。4 の保税運送の申告書、5 の見本の一時持出しの許可申請書は、そもそも関連業務に係る書類であり、審査・記名の対象とならない。

問 19 正解: 1、3、4

1 は法 14 条のとおり正しい。3 のとおり、通関士の審査・記名は通関業者に課された義務であり、記名の有無は通関書類の効力に影響を及ぼすものと解してはならないとされているから(法 21 条)、これを欠いても申告そのものの効力は否定されない。4 のとおり、不服申立書は審査対象書類に含まれる。2 は誤りで、押印義務は廃止され「記名」で足りる。5 も誤りで、輸出申告書は審査対象書類の典型である。

問 20 正解: 1、2、5

法 15 条は、通関業者の行った納税申告について「納付すべき関税の額を増額する更正」をすべき場合の意見聴取を定め(1 は正しい)、計算・転記の誤りその他これに類する客観的に明らかな誤りに基因する場合を除外している(2 は正しい)。減額更正は対象外であるから 3 は誤り。検査の通知(法 16 条)は、通関業者又はその従業員の立会いの機会を確保するため「通関業者」に対して行うものであり(5 は正しい)、輸入者への通知で足りるとする 4 は誤りである。



問 21 正解: 1、2、5

1は通関業者の名義貸しの禁止(法 17 条)、2は通関士の名義貸しの禁止(法 33 条)のとおり正しい。5のとおり、信用失墜行為の禁止(法 20 条)の違反に直接の罰則はないが、監督処分(法 34 条)・懲戒処分(法 35 条)の対象となり得る。3は誤りで、通関業者の名義貸し(法 17 条違反)と通関士の名義貸し(法 33 条違反)のいずれにも罰則(法 44 条・30 万円以下の罰金)が設けられている。4も誤りで、信用失墜行為の禁止(法 20 条)の主体は通関業者(法人である場合には、その役員)及び通関士に限られ、「その他の通関業務の従業者」は含まれない(「その他の通関業務の従業者」まで及ぶ秘密を守る義務(法 19 条)の主体との違いが頻出の引っかけである)。

問 22 正解: 1、3、4、5

1は法 19 条前段のとおり正しい。2は誤りで、同条後段により通関業者・従業者等でなくなった後も秘密を守る義務は存続する。3のとおり、法令に基づく税関職員の調査への答弁は「正当な理由」がある場合に当たる。4のとおり秘密漏示には罰則(法 41 条 1 項 3 号・1 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金)があり、5のとおりこの罪は親告罪(告訴がなければ公訴を提起できない)とされている(法 41 条 2 項)。

問 23 正解: 1、2、3

1は法 22 条 1 項のとおり正しく、帳簿の対象には関連業務が含まれる。2のとおり、帳簿は閉鎖の日後 3 年間、書類は作成の日後 3 年間の保存を要する(法 22 条 1 項、施行令 8 条 3 項)。3は法 22 条 2 項(従業者の氏名・異動の届出)のとおり正しい。4は誤りで、取扱件数・料金の額等を記載した定期報告書は毎年財務大臣に提出しなければならない(法 22 条 3 項)。5も誤りで、定期報告書には関連業務に関する事項も記載する。

問 24 正解: 1、2、4

1は法 31 条 1 項のとおり正しい。2のとおり、確認は通関業者ごとに受けるものであり、他の通関業者の通関業務に通関士として従事するには改めて確認を要する。4のとおり、懲戒処分による従業禁止期間中の者は確認を受けられない(法 31 条 2 項)。3は誤りで、確認を受けていない試験合格者は通関士ではなく、通関士の名称を用いることができない(法 40 条)。5も誤りで、通関士試験の合格の効力に期限はなく、生涯有効である。

問 25 正解: 1、2、4

1は法 32 条のとおり正しく、通関士として通関業務に従事しないこととなれば資格を喪失する。2のとおり、資格喪失によっても試験合格の効力は失われず、改めて確認を受ければ通関士となれる。4のとおり、拘禁刑に処せられたときは欠格事由(法 6 条 3 号)該当により資格を喪失する(法 32 条 2 号)。3は誤りで、戒告は資格喪失事由ではない。5のような受験制限の規定はない(受験禁止は不正受験者等に対する処分の問題である)。

問 26 正解: 1、3、4

1のとおり、認定通関業者の認定は税関長が行う(関税法 79 条 1 項)。財務大臣ではない点に注意する。3のとおり、認定通関業者には営業所新設の届出特例がある(通関業法 9 条)。4のとおり、特例委託輸入者は認定通関業者に通関手続を委託することにより特例申告制度を利用できる(関税法 7 条の 2)。2は誤りで、認定の対象は通関業の許可を受けた通関業者である。5も誤りで、認定に更新制は設けられていない。

問 27 正解: 5

1(輸出申告の代理)、2(審査請求の代理)、3(主張・陳述の代行)、4(輸入申告書の作成)は、いずれも法 2 条 1 号に掲げる通関業務に該当する。5の保税蔵置場への搬入の手配は、通関手続・不服申立て・通関書類の作成のいずれにも当たらず、通関業務に先行・後続する関連業務(法 7 条)にすぎない。

問 28 正解: 3

3のとおり、関税法 108 条の 4 から 112 条までの規定に該当する違反行為をして通告処分を受けた者は、通告の旨を履行した日から 3 年を経過するまで欠格であり(法 6 条 4 号イ)、2 年しか経過していなければ許可を受けら



れない。1は誤り(許可権者は財務大臣。法3条1項)。2は誤りで、執行猶予期間中は「拘禁刑以上の刑に処せられた者」として欠格である(法6条3号)。4は誤りで、復権を得れば直ちに欠格でなくなる(法6条2号)。5は誤りで、懲戒免職の処分を受けた公務員の欠格期間は処分の日から2年である(法6条9号)。

問 29 正解: 5

5は法13条ただし書のとおり正しい。1は誤りで、営業所新設の許可権者は財務大臣である(法8条1項)。2は誤りで、新設許可の審査は人的構成・社会的信用(法5条2号)及び通関士設置要件(同条3号)について行われ、経営の基礎(同条1号)は審査されない(法8条2項)。3は誤りで、届出による新設営業所にも法13条は適用される。4は誤りで、通関士を置くことを要しない営業所も通関業務を行うことができる(取扱貨物が限定されるにすぎない)。

問 30 正解: 5

5が誤りである。更正に関する意見の聴取(法15条)の対象は、納付すべき関税の額を「増額」する更正をすべき場合に限られ、減額更正は対象とならない。1・2は正しく、修正申告に係る書面・更正請求書はいずれも通関士の審査・記名の対象書類に含まれる(法14条、施行令)。3は法15条本文・ただし書のとおり、4は法16条のとおり正しい。

問 31 正解: 0

1(名義貸しの禁止。法17条)、2(退職後等にも及ぶ秘密保持義務。法19条後段)、3(法人の役員への信用失墜行為の禁止の適用。法20条括弧書)、4(関連業務を含む帳簿記載。法22条1項)、5(通関士の名称の使用制限。法40条2項)は、いずれも正しい。誤っている記述がないため、正解は「0」である。

問 32 正解: 2

2のとおり、懲戒処分の種類は戒告・1年以内の従業停止・2年間の従業禁止である(法35条1項)。1は誤り(監督処分の業務停止は1年以内。法34条1項)。3は誤りで、財務大臣は監督処分をしようとするときは審査委員の意見を聴かなければならない(法37条1項・39条1項。なお、懲戒処分をしようとするときに聴くのは、審査委員ではなく当該通関士がその業務に従事する通関業者の意見である)。4は誤りで、処分をしたときは遅滞なく公告しなければならない(法34条2項、懲戒処分につき法35条2項で準用)。5は誤りで、2年間の従業禁止処分も懲戒処分として認められている。

問 33 正解: 2

2は業務改善命令(法33条の2)の条文のとおり正しい。同命令は、通関業の適正な遂行の確保に必要と認められれば発することができ、監督処分に付随することや法令違反の存在は要件とされていないから、1・3は誤りである。4は誤りで、監督処分・懲戒処分の事由に該当する事実の申出は「何人も」行うことができ、利害関係の有無を問わない(法36条)。5も誤りで、業務改善命令違反は監督処分等の対象となり得るにとどまり、許可が当然に消滅するものではない(法10条1項参照)。

問 34 正解: 2

2のとおり、秘密漏示の罪(法19条違反)は親告罪とされており、告訴がなければ公訴を提起できない(法41条2項)。1は誤りで、無許可で通関業を営んだ者には1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金の罰則がある(法3条1項違反、法41条1項2号。2025年6月施行の刑法等一部改正法により、罰則の自由刑は拘禁刑に一本化されている)。3は誤りで、信用失墜行為(法20条違反)に罰則はない。4は誤りで、通関業者の名義貸しの罪(法17条違反)の罰則は30万円以下の罰金であり(法44条1号)、拘禁刑の定めはない。5も誤りで、通関業法には両罰規定が設けられている(法45条)。



第2科目 関税法等(問35～問68:選択式)

問35 正解: イ=②(輸入申告) ロ=⑦(蔵入れの承認) ハ=④(承認) ニ=⑫(提示) ホ=⑨(公売)

課税物件の確定時期は原則として「輸入申告の時」の現況による(関税法第4条第1項本文)。例外として、蔵入承認貨物は承認の時、通常の個別承認による保税運送中に運送先に到着しない貨物は**運送が承認された時**、賦課課税方式適用郵便物は日本郵便株式会社からの提示の時、公売貨物は公売の時とされている(同項各号)。なお、特定保税運送に係る外国貨物等については発送の時となるため、個別承認の場合と区別する。

問36 正解: イ=⑥(輸入申告) ロ=①(輸入の許可) ハ=⑪(承認) ニ=③(保税運送の承認) ホ=⑬(提示)

適用法令は原則「輸入申告の日」の法令による(関税法第5条本文)。輸入申告後・許可前に法令改正があった場合は「輸入の許可の日」、輸入許可前引取り承認貨物は「承認の日」の法令による(同条各号)。通常の個別承認による保税運送中に運送先に到着しない貨物には、**保税運送の承認の日**の法令を適用する。特定保税運送に係る外国貨物等は発送の日となる。蔵入承認貨物は、課税物件の確定時期(承認の時)と適用法令(輸入申告の日)がずれる点にも注意する。

問37 正解: イ=⑤(貨物を輸入する者) ロ=⑨(保税蔵置場の許可を受けた者) ハ=②(保税運送の承認を受けた者) ニ=⑬(名宛人) ホ=⑦(その消費又は使用をした者)

納税義務の原則は「貨物を輸入する者」(関税法第6条)。保税蔵置場での亡失は許可を受けた者(同法第45条第1項)、保税運送中の不到着は承認を受けた者(同法第65条第1項)から徴収する。賦課課税方式適用郵便物は名宛人が納税義務者であり、輸入前の消費・使用は消費・使用した者が輸入するものとみなされる(みなし輸入、同法第2条第3項)。

問38 正解: イ=⑧(賦課課税方式) ロ=⑫(更正) ハ=③(5年) ニ=⑥(税関長) ホ=⑭(決定)

関税額の確定方式は申告納税方式と賦課課税方式の2本立てである(関税法第6条の2)。修正申告は更正があるまで(同法第7条の14)、更正の請求は輸入許可があるまで又は許可の日から5年以内に税関長に対して行う(同法第7条の15)。納税申告がない場合の税関長の処分は「決定」である(同法第7条の16)。

問39 正解: イ=⑩(輸入の許可) ロ=④(翌日) ハ=⑥(7.3) ニ=⑬(2月) ホ=②(翌月末日)

法定納期限は原則として輸入の許可の日であり、延滞税は法定納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、年7.3%(納期限の翌日から2月経過後は年14.6%)で計算される(関税法第12条。各年の特例基準割合による軽減特例あり)。特例申告貨物の法定納期限は特例申告書の提出期限=輸入の許可の日の属する月の翌月末日である(同法第7条の2第2項)。

問40 正解: イ=⑦(総合保税地域) ロ=②(財務大臣) ハ=⑨(1月) ニ=⑭(2年) ホ=⑤(10年)

保税地域は5種類(関税法第29条)。指定保税地域は財務大臣の指定(同法第37条)であり、入れた日から1月を経過した外国貨物は収容の対象となる(同法第80条第1項第1号)。保税蔵置場の蔵置期間は最初の蔵入承認の日から2年(同法第43条の2)、許可の期間は10年を超えることができない(同法第42条第2項)。「税関長の許可(保税蔵置場)」と「財務大臣の指定(指定保税地域)」の対比が頻出。

問41 正解: イ=③(輸入取引) ロ=⑧(現実支払価格) ハ=⑫(到着) ニ=⑤(買付手数料) ホ=⑩(条件)

課税価格の決定の原則(関税定率法第4条第1項)の条文骨格そのままの出題。現実支払価格に、輸入港到着までの運賃・保険料等、手数料(買付手数料を除く)、無償提供物品・役務の費用、輸入取引の条件として支払われるロイヤリティ、売手帰属収益を加えた取引価格が課税価格となる。「買付手数料の除外」と「取引の条件」の2語は毎年狙われる。



問 42 正解: イ=⑥(経済が開発の途上にある国) ロ=⑪(特別特惠受益国) ハ=②(1 年) ニ=⑨(20 万円) ホ=⑬(3 年)

特惠関税は関税暫定措置法第 8 条の 2 に基づく制度で、特別特惠受益国(LDC)原産品は原則無税。特惠原産地証明書の有効期間は原則発給日から 1 年、課税価格総額 20 万円以下は提出不要である。令和 7 年度改正で LDC 卒業国への経過措置が「卒業後 1 年以内」から「3 年以内」に延長された点が新規論点。

問 43 正解: イ=⑨(税関長) ロ=④(特例申告) ハ=⑫(翌月末日) ニ=②(保税地域等) ホ=⑦(特例委託輸入者)

特例輸入者(関税法第 7 条の 2)は輸入申告と納税申告(特例申告)を分離でき、特例申告書の提出期限は輸入の許可の日の属する月の翌月末日。特定輸出者(同法第 67 条の 3)は保税地域等に入れずに輸出許可を受けられる。認定通関業者への委託により承認なしで特例申告できる者が特例委託輸入者である。

問 44 正解: イ=④(経済産業大臣) ロ=⑨(許可) ハ=②(承認) ニ=⑫(証明) ホ=⑥(確認)

外為法第 48 条第 1 項は輸出の「許可」(経済産業大臣)、第 52 条は輸入の「承認」を定める。他法令の許可・承認等を要する貨物は、関税法第 70 条により、輸出入申告の際に証明し、検査・審査の際に確認を受けなければ輸出入の許可がされない。「許可(48 条)/承認(52 条)」「証明(70 条 1 項)/確認(70 条 2 項)」の使い分けが問われる。

問 45 正解: 4、5

1 は誤り。関税法第 4 条第 1 項第 2 号は、保税作業による製品について原則として原料課税を定めるが、同号は政令で定める製品を除外している。また、確定時期は原料である外国貨物について、保税工場に置くこと又は保税作業に使用することが承認された時であり、常に「移入が承認された時」となるわけではない。4・5 は同項各号のとおり正しい。2 は誤り。輸入許可前引取り承認貨物は既に輸入申告がされているため、原則どおり「輸入申告の時」の現況による。3 は誤り。災害その他やむを得ない事情による運送中の亡失の場合は関税を徴収しない(同法第 65 条第 1 項ただし書)ので、課税自体がされない。

問 46 正解: 1、3、5

1・3・5 は関税法第 5 条のとおり正しい。5 は通常の個別承認による保税運送中の不到着であり、適用法令は運送の承認の日による。2 は誤り。蔵入承認貨物は同条第 1 号の対象から除かれており、適用法令は原則どおり輸入申告の日による(課税物件の確定時期のみ承認の時)。4 は誤り。輸入許可前引取り承認貨物は「承認の日」において適用される法令による。

問 47 正解: 1、3、5

1 は関税法第 6 条、3 は同法第 65 条第 1 項、5 は同法第 2 条第 3 項(みなし輸入)のとおり正しい。2 は誤り。保税蔵置場にある外国貨物が亡失した場合の納税義務者は貨物の所有者ではなく「保税蔵置場の許可を受けた者」である(同法第 45 条第 1 項)。4 は誤り。賦課課税方式適用郵便物の納税義務者は名宛人であり、日本郵便株式会社ではない。

問 48 正解: 1、2、3

1 は関税法第 7 条の 14 のとおり正しい。2 も正しく、修正申告により納付すべき関税の納期限は修正申告をした日である(同法第 9 条第 2 項)。3 は正しい。更正の請求は「輸入の許可があるまで、又は許可の日から 5 年以内」にできる(同法第 7 条の 15)ので、許可前でも可能。4 は誤り(3 年ではなく 5 年)。5 は誤り。税関長は調査し、理由があるときは更正をし、理由がないときはその旨を請求者に通知する(同条第 2 項)。

問 49 正解: 1、2、3

1 は関税法第 7 条の 16 第 1 項、2 は同条第 2 項のとおり正しい。3 も正しい(更正・決定等の期間制限、同法第 14 条。偽りその他不正の行為がある場合等は 7 年)。4 は誤り。減額更正は税関長が職権で行うこともできる。5 は誤り。過少申告加算税は納税申告(申告納税方式)に係る附帯税であり、賦課課税方式が適用される郵便物には課されない(同法第 12 条の 2)。



問 50 正解(誤っているもの): 3、4

3が誤り。年14.6%となるのは「法定納期限」ではなく「納期限」の翌日から2月を経過する日の翌日以後である(関税法第12条第1項)。4が誤り。延滞税は督促の有無にかかわらず、法定納期限までに完納されなければ法律上当然に発生する。1・2・5は正しい(同法第12条、第7条の2。修正申告の場合も延滞税は法定納期限の翌日に遡って計算される)。

問 51 正解: 1、2、3

1・2は関税法第12条の2第1項・第2項のとおり正しい(本税の10%、当初申告税額相当額と50万円のいずれか多い額を超える部分は5%加重)。3も正しい。更正があるべきことを予知せず、かつ、調査通知前にされた修正申告には過少申告加算税は課されない(同条第4項)。4は誤り。正当な理由がある部分には課されない。5は誤り。過少申告加算税に代えて課される重加算税は35%であり、40%は無申告加算税に代えて課される場合の割合である(同法第12条の4)。

問 52 正解: 1、2、4

1・2は関税法第12条の3のとおり正しい(基本15%、50万円超300万円以下の部分は計20%、300万円超の部分は計30%)。4も正しい(正当な理由による不賦課)。3は誤り。決定を予知しない調査通知前の自主的な期限後特例申告の場合は、無申告加算税が「課されない」のではなく5%に軽減される(過少申告加算税との違いに注意)。5は誤り。無申告加算税に代えて課される重加算税は40%である(同法第12条の4第2項)。

問 53 正解: 1、3、5

1は正しい。輸出申告は保税地域等に入れる前でもすることができる(関税法第67条の2。許可は原則として検査・審査終了後)。3は特定輸出申告制度(同法第67条の3)のとおり正しい。5も正しい(価格20万円超の郵便物は原則として輸出申告が必要、同法第76条)。2は誤り。輸出申告価格は本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB価格)であり、運賃・保険料は加算しない(関税法施行令第59条の2)。4は誤り。輸出の許可を受けた貨物は「外国貨物」である(同法第2条第1項第3号)。

問 54 正解: 1、2、5

1は正しい(輸入申告は原則搬入後。特例輸入者・特例委託輸入者の輸入申告は搬入前・本邦到着前でも可能。関税法第67条の2)。2は正しい。令和7年10月12日(第7次NACCS稼働と同日)施行の関税法施行令改正により、運送先の所在地・名称、通販貨物該当の有無、プラットフォームの名称等が輸入申告事項に追加された。5はBP承認(同法第73条)のとおり正しい。3は誤り(既に施行済み)。4は誤り。少額輸入貨物への消費税課税(免税見直し)は令和8年度税制改正大綱で方向が決定されたが、施行は令和10年(2028年)4月であり未施行である。

問 55 正解: 1、3、4

1は関税法第29条、3は収容の規定(同法第80条第1項第1号)、4は他所蔵置の許可(同法第30条第1項第2号)のとおり正しい。2は誤り。指定保税地域は税関長ではなく「財務大臣」が指定する(同法第37条)。5は誤り。内容の点検・改装・仕分けその他の手入れは許可を要しない(税関長の許可が必要なのは見本の展示、簡単な加工等である。同法第40条)。

問 56 正解(誤っているもの): 4、5

4が誤り。災害その他やむを得ない事情により亡失した場合には関税は徴収されない(関税法第45条第1項ただし書)。5が誤り。保税蔵置場の許可の期間は10年を超えることができない(同法第42条第2項。更新可)。1(蔵置期間2年・延長可、同法第43条の2)、2(3月超は蔵入承認、同法第43条の3)、3(令和8年度改正による保税業者への業務改善命令等の創設、令和8年6月1日施行)は正しい。



問 57 正解: 1、3、4

1は関税法第63条第1項のとおり正しい。3は特定保税運送制度(同法第63条の2)のとおり正しい。4も同法第65条第1項のとおり正しい。2は誤り。税関長は取締り上支障がないと認めるときは、一定期間内に発送される外国貨物の運送を一括して承認することができる(包括保税運送、同法第63条第1項)。5は誤り。担保の提供は税関長が「必要と認めるとき」に求めることができるのであり、必須ではない(同条第2項)。

問 58 正解: 1、3、5

1・3・5は関税定率法第4条第1項各号のとおり正しい(ロイヤルティは「輸入取引の条件として」支払われるものに限る点に注意)。2は誤り。買付手数料は加算要素から明文で除外されている(同項第2号イ)。4は誤り。無償提供された技術・設計等の費用が加算されるのは「本邦以外において開発されたもの」に限られ、本邦で開発されたものは加算しない(同項第3号ニ)。

問 59 正解: 1、2、5

1・2は正しい。輸入港到着後の運送費用、本邦で行われる据付け・組立て・整備・技術指導の費用は、その額が明らかであれば現実支払価格に含めない(関税定率法第4条、同法施行令第1条の4)。5は売手帰属収益の加算(同法第4条第1項第5号)のとおり正しい。3は誤り。延払金利はその額が明らかであれば課税価格に算入しない。4は誤り。本邦で課される関税その他の公課は課税価格に算入しない。

問 60 正解: 1、3、4

1は正しい(関税定率法第14条第18号の少額免税。革製バッグ、ニット製衣類等の除外品目あり)。3・4は令和8年度関税改正(令和8年4月1日施行)のとおり正しい(暫定税率404品目の1年延長、ナフサ・灯油・軽油等8品目の基本税率無税化)。2は誤り。個人使用貨物の課税価格の0.6掛けの取扱いの廃止は決定されているが、施行は令和10年(2028年)4月1日であり、現行では引き続き適用される。5は誤り。違約品等の再輸出戻し税(同法第20条)は原則として輸入の許可の日から6月以内(やむを得ない理由につき税関長の承認を受けた場合は1年以内)に保税地域等に入れることが要件である。

問 61 正解: 1、2、5

1は関税暫定措置法第8条の2のとおり正しい。2も正しい(特別特惠=LDC原産品は原則無税)。5も正しい(特惠関税制度の適用期限は令和3年度改正による10年延長で令和13年3月31日まで)。3は誤り。LDC卒業国への経過措置は令和7年度改正により「卒業後3年以内」に延長された。4は誤り。特惠原産地証明書の提出を要しないのは課税価格の総額が20万円以下の物品等である。

問 62 正解: 1、2、3、5

1・2は関税法第2条第1項第1号・第2号の定義どおり正しい。3も正しく、輸出の許可を受けた貨物は外国貨物である(同項第3号)。5も正しく、本邦の船舶により公海で採捕された水産物は内国貨物に含まれる(同項第4号)。4は誤り。外国から本邦に到着した貨物は、輸入が許可される前は外国貨物であり、保税地域への搬入だけで内国貨物にはならない。

問 63 正解(誤っているもの): 2、4

2が誤り。特例輸入者の担保提供は、税関長が関税等の保全のために必要があると認めて命じた場合に限られ、常に必要となるものではない(関税法第7条の8)。4が誤り。特例委託輸入者は税関長の承認を受ける者ではなく、認定通関業者に通関業務を委託することにより特例申告を行うことができる輸入者である(同法第7条の2第2項)。1(特例申告書の提出期限=翌月末日)、3(特定輸出申告)、5(特定委託輸出者=認定通関業者への委託+特定保税運送者による運送)は正しい。



問 64 正解: 1、2、4

1は正しい(再調査の請求は処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内。関税法第89条、行政不服審査法)。2も正しい(再調査の請求を経ずに直接審査請求をすることができる)。4も正しい(財務大臣は原則として関税等不服審査会に諮問する。関税法第91条)。3は誤り。審査請求は税関長ではなく財務大臣に対して行う。5は誤り。関税の確定若しくは徴収に関する処分又は滞納処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できない(同法第93条)。同条の不服申立前置は、関税法上のすべての処分を一律に対象とするものではない。

問 65 正解(誤っているもの): 2、5

2が誤り。公安又は風俗を害すべき物品は「輸入してはならない貨物」(関税法第69条の11第1項第7号)ではあるが、「輸出してはならない貨物」(同法第69条の2)には掲げられていない。5が誤り。公安又は風俗を害すべき物品については税関長は没収・廃棄をすることはできず、該当すると認めるのに相当の理由があるときはその旨を輸入しようとする者に通知する(同法第69条の11第3項。児童ポルノも同様に通知の対象)。1・3・4は正しい(児童ポルノ・知財侵害物品・麻薬等は輸出入の両方で禁止)。

問 66 正解: 1、2、3

1は外為法第48条第1項のとおり正しい。2も正しい。キャッチオール規制は令和7年(2025年)10月9日施行の政省令・告示改正により、従来の大量破壊兵器関連中心から通常兵器関連にも拡大された。3は同法第52条のとおり正しい。4は誤り。外為法上の輸出許可を受けていない輸出は、関税法上の輸出許可の有無にかかわらず外為法違反である(そもそも許可を受けている旨を証明しなければ関税法第70条により輸出は許可されない)。5は誤り。輸入の承認は経済産業大臣が行う。

問 67 正解: 1、2、3

1は関税定率法第8条のとおり正しい(差額=ダンピングマージン相当額以下の割増関税)。2も正しい(課税期間は原則5年以内、延長可)。3も正しい。令和8年度関税改正(令和8年4月1日施行)により不当廉売関税の迂回防止制度が創設された。4は誤り。相殺関税は補助金の額と同額以下でなければならない(同法第7条)。5は誤り。不当廉売関税は本邦の産業に利害関係を有する者の求め又は政府の職権により調査が開始されるものであり、輸入者の申請によるものではない。

問 68 正解: 1、2、4

1は関税法第13条のとおり正しい(過誤納金の遅滞なき金銭還付)。2も正しい(還付加算金の加算、同条)。4も正しい。税関事務管理人制度(同法第95条)は、近年の改正により税関長による選任の求め・国内関連者の指定の仕組みが整備・拡充されており、越境EC等の海外事業者に対する執行確保策として時事的にも重要である。3は誤り。還付加算金の割合は原則年7.3%(特例基準割合による引下げあり)であり、年14.6%ではない。5は誤り。選任の求めに応じない場合には、税関長は一定の国内関連者を税関事務管理人として指定することができる。

第2科目 関税法等(問69～問90: 択一式)

問 69 正解: 2

関税法第4条第1項第5号により、通常の個別承認を受けた保税運送貨物が指定期間内に到着しない場合の課税物件確定時期は、当該運送が承認された時であり、肢2が正しい。特定保税運送に係る外国貨物等は発送の時となるので区別する。肢1は蔵入承認貨物の確定時期が蔵入承認の時であるため誤り。肢3の郵便物は日本郵便株式会社から税関長に提示された時、肢4の輸入許可前引取承認貨物は原則どおり輸入申告の時、肢5の亡失貨物は亡失の時であり、いずれも誤り。



問 70 正解: 2

関税法第5条により、通常の個別承認を受けた保税運送貨物が指定期間内に到着しない場合の適用法令は、当該運送の承認の日において適用される法令であり、肢2が正しい。肢1の蔵入承認貨物は、課税物件の確定時期は承認の時だが、適用法令は原則どおり輸入申告の日である。肢3の郵便物は日本郵便株式会社から提示された日、肢4は輸入許可の日、肢5は亡失の日の法令によるため、いずれも誤り。

問 71 正解: 3

関税法45条1項ただし書により、あらかじめ税関長の「承認」を受けて滅却された外国貨物については関税は徴収されないの、肢3が誤り。肢1は関税法6条、肢2は関税法45条1項本文(倉主責任)、肢4は関税法65条1項(保税運送の承認を受けた者からの徴収)、肢5は賦課課税郵便物の納税義務者が名宛人であること(関税法76条・77条)を述べており、いずれも正しい。

問 72 正解: 3

関税法7条の16第2項により、納税申告が必要とされる貨物についてその輸入の時(特例申告貨物にあっては特例申告書の提出期限)までに申告がないときは、税関長がその調査により税額等を「決定」する。肢1は誤り: 修正申告は更正があるまではいつでもでき、輸入許可後も可能(関税法7条の14)。肢2は誤り: 更正の請求の期間は輸入許可の日(等)から5年以内(関税法7条の15)。肢4は誤り: 更正の請求自体に税額確定の効力はなく、税関長の調査に基づく更正により確定する。肢5は誤り: 修正申告は税額を増加させる場合に限られ、減額は更正の請求による。

問 73 正解: 0

肢1は誤り: 延滞税は「法定納期限」(原則として輸入の許可の日)の翌日から納付の日までの日数に応じて課される(関税法12条1項)。輸入申告の日ではない。肢2は誤り: 特例申告貨物の法定納期限は特例申告書の提出期限(輸入許可の日の属する月の翌月末日)である(関税法7条の2、12条)。肢3は誤り: 修正申告による不足税額の延滞税も法定納期限の翌日から起算する(なお法定納期限から1年経過後の修正申告には計算期間の控除の特例がある)。肢4は誤り: 計算の基礎となる関税額の1万円未満の端数は切り捨てる(関税法12条)。肢5は誤り: 納期限が延長された場合の法定納期限は延長後の期限であり(関税法12条9項)、延長期間について延滞税は課されない。よって正しい記述はなく、正解は「0」。

問 74 正解: 1

関税法12条の2第4項(調査通知前にされた修正申告への不適用)により、調査通知前かつ更正予知前の自発的な修正申告には過少申告加算税は課されない。肢2は誤り: 過少申告加算税の基本割合は100分の10(期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は5%加重)。肢3は誤り: 無申告加算税は100分の15を基本とし、50万円超の部分は100分の20、300万円超の部分は100分の30に加重される(関税法12条の3)。肢4は誤り: 過少申告加算税に代わる重加算税は100分の35であり、100分の40は無申告加算税に代わる場合(関税法12条の4)。肢5は誤り: 正当な理由がある部分には課されない。

問 75 正解: 4

関税法2条1項3号により、輸出の許可を受けた貨物は「外国貨物」であるから、肢4が誤り。肢1は正しい: 輸出申告は保税地域等への搬入前でも可能だが、輸出の許可は原則として搬入後に受ける(関税法67条の2)。肢2は正しい(関税法施行令59条の2: FOB 価格)。肢3は正しい(特定輸出者制度、関税法67条の3)。肢5は正しい(他法令の証明、関税法70条1項)。

問 76 正解: 1

関税法67条の2により、輸入申告は原則としてその貨物を保税地域等に入れた後にするものとされているので、肢1が正しい。肢2は誤り: 輸入(納税)申告の課税標準となる価格は課税価格(CIF 価格ベース、関税定率法4条以下)である。肢3は誤り: 特例申告書の提出期限は輸入許可の日の属する月の翌月末日(関税法7条の2)。肢4



は誤り: 輸入許可前引取りの承認には関税額に相当する担保の提供が必要(関税法 73 条 1 項)。肢 5 は誤り: 課税価格 20 万円以下の郵便物は賦課課税方式によるため輸入(納税)申告を要しない(関税法 6 条の 2、76 条)。

問 77 正解: 3

令和 7 年 10 月 12 日施行(第 7 次 NACCS 稼働と同日)の関税法施行令改正により、輸入申告事項に「通販貨物該当の有無」及び該当する場合の「プラットフォームの名称等」が追加されたので、肢 3 が正しい。肢 1 は誤り: 同改正により「輸入許可後の貨物の運送先の所在地及び名称」も申告事項に追加された。肢 2 は誤り: 個人使用貨物の課税価格に係るいわゆる 0.6 掛けの取扱いの廃止は令和 8 年度改正で決定されたが、施行は令和 10 年 4 月 1 日であり、現時点では廃止されていない。肢 4 は誤り: 特例輸入者は保税地域等搬入前の輸入申告が認められる(関税法 67 条の 2)。肢 5 は誤り: 輸入の許可を受けた貨物は内国貨物となる(関税法 2 条 1 項 4 号)。

問 78 正解: 5

関税法 45 条 1 項ただし書により、減却により関税徴収を免れるためには、あらかじめ税関長の「承認」を受けることが必要であり、「届出」では足りないから、肢 5 が誤り。肢 1 は関税法 29 条、肢 2 は関税法 37 条(財務大臣の指定)、肢 3 は関税法 43 条の 2(最初に置くことが承認された日から 2 年・特別の事由があるときは延長可)、肢 4 は関税法 43 条の 3 第 1 項(3 月超の蔵置に係る蔵入承認)のとおりで、いずれも正しい。

問 79 正解: 0

肢 1 は誤り: 指定保税地域は積卸し・運搬・一時蔵置のための場所であり、入れた日から 1 月を経過した外国貨物は収容の対象となる(関税法 37 条、80 条)。肢 2 は誤り: 場外作業には税関長の「許可」が必要(関税法 61 条)。肢 3 は誤り: 見本の展示・簡単な加工等には税関長の許可を要する(関税法 40 条 2 項。許可不要なのは内容点検・改装・仕分けその他の手入れ)。肢 4 は誤り: 令和 8 年度関税改正(令和 8 年 6 月 1 日施行)により、搬入停止・許可取消しに至る前の段階的措置として保税地域の許可を受けた者等に対する業務改善命令等が創設されている。肢 5 は誤り: 総合保税地域の許可は税関長が行う(関税法 62 条の 8)。よって正解は「0」。

問 80 正解: 2

関税定率法 4 条 1 項 1 号により、輸入港到着までの運賃・保険料その他運送関連費用は、現実支払価格に含まれていない限度で課税価格に加算されるので、肢 2 が正しい。肢 1 は誤り: 買付手数料は加算要素から除かれている(同項 2 号イかっこ書)。肢 3・肢 5 は誤り: 輸入港到着後の運送費用、輸入申告の日以後に行われる据付け・組立て・整備・技術指導の費用は、その額が明らかであれば現実支払価格に含まれず、課税価格に算入されない。肢 4 は誤り: 買手が自己のために行った検査の費用は課税価格に算入されない。

問 81 正解: 4

買手が無償で提供した、輸入貨物の生産に使用された金型等の費用は課税価格への加算要素であるから(関税定率法 4 条 1 項 3 号)、「算入されない」とする肢 4 が誤り。肢 1 は正しい(同条 2 項 4 号かっこ書: 特殊関係が取引価格に影響していない場合は原則により計算可)。肢 2 は正しい(同種優先・類似補完、関税定率法 4 条の 2)。肢 3 は正しい: 輸入者の申出により製造原価に基づく方法を国内販売価格に基づく方法に優先させることができる(関税定率法 4 条の 3)。肢 5 はロイヤルティの加算(同法 4 条 1 項 4 号)のとおり正しい。

問 82 正解: 1

関税定率法 14 条 18 号により、課税価格の合計額が 1 万円以下の物品(政令で定める除外品目を除く)は免税となる。この少額免税は令和 8 年度改正後も存置されている(消費税側の課税化・0.6 掛け特例廃止はいずれも令和 10 年 4 月施行予定の別論点)。肢 2 は誤り: 加工再輸入減税(同法 11 条)の「加工」は本邦において困難なものに限られる。肢 3 は誤り: 再輸出免税(同法 17 条)の再輸出期間は原則 1 年以内。肢 4 は誤り: 特定用途免税(同法 15 条)の用途外使用による徴収は輸入許可の日から 2 年以内の転用が対象。肢 5 は誤り: 同法 10 条 1 項の減税は課税物件確定の時の後、輸入の許可までの間の変質・損傷に適用される。



問 83 正解: 5

関税定率法 13 条の製造用原料品減免税では、輸入許可の日から 1 年以内に製造を終了することが必要であり、「3 年以内」とする肢 5 が誤り。肢 1・肢 2 は違約品等の再輸出に係る戻し税の要件(輸入時の性質・形状に変更を加えないこと、原則として輸入許可の日から 6 月以内の保税地域等への搬入。関税定率法 20 条)のとおり正しい。肢 3 は返送に代わる滅却(あらかじめ税関長の承認)による払戻しとして正しい。肢 4 は個人的な使用に供する通信販売貨物の返送(平成 26 年度改正で追加)として正しい。

問 84 正解: 0

肢 1 は誤り: 特惠原産地証明書の提出が不要となる少額基準は課税価格の総額 20 万円以下である。肢 2 は誤り: 特惠原産地証明書の有効期間は発給の日から 1 年(災害等やむを得ない理由がある場合を除く)。肢 3 は誤り: 特別特惠受益国(LDC)に対しては、対象品目を拡大した上で税率は無税とされており、一般特惠と同一ではない。肢 4 は誤り: 特惠関税制度の適用期限は令和 3 年度改正により令和 13 年 3 月 31 日まで延長されている。肢 5 は誤り: LDC 卒業国への経過措置は、令和 7 年度改正により「卒業後 1 年以内」から「卒業後 3 年以内」に延長されている。よって正解は「0」。

問 85 正解: 2

関税法 63 条 1 項後段の包括保税運送の規定のとおりであり、肢 2 が正しい。肢 1 は誤り: 保税運送は税関長の「承認」を要し、運送区間も開港・税関空港・保税地域・税関官署等の相互間に限られる。肢 3 は誤り: 期間内に到着しない場合は運送の「承認を受けた者」から直ちに徴収される(関税法 65 条 1 項)。肢 4 は誤り: 特定保税運送者は個々の承認を受けることなく特定保税運送を行うことができる(関税法 63 条の 2)。肢 5 は誤り: 輸出許可を受けた貨物は外国貨物であり、保税運送の対象となる。

問 86 正解: 4

令和 8 年度関税改正により、不当廉売関税について迂回行為(供給者・供給国の変更、貨物への軽微な変更等による課税の免脱)に対処する迂回防止制度が創設され、令和 8 年 4 月 1 日から施行されているので、肢 4 が正しい。肢 1 は誤り: 不当廉売関税は正常価格と不当廉売価格との差額に相当する額「以下」の割増関税である(関税定率法 8 条)。肢 2 は誤り: 課税期間は 5 年以内が原則(延長可)。肢 3 は誤り: 相殺関税は補助金の額「以下」の割増関税である(同法 7 条)。肢 5 は誤り: 調査は原則 1 年以内に終了するものとされ、特別の理由がある場合には 6 月以内の延長ができる。

問 87 正解: 4

関税法 70 条 1 項により、他の法令(外為法 48 条 1 項の輸出許可を含む)により許可・承認等を要する貨物については、輸出申告の際に当該許可等を受けている旨を税関に証明しなければならないので、肢 4 が誤り。肢 1 は外為法 48 条 1 項のとおり正しい。肢 2 は正しい: 令和 7 年 10 月施行の政省令・告示改正により、キャッチオール規制が通常兵器関連に拡大された。肢 3 は輸入割当品目(IQ 品目)に係る輸入承認手続(外為法 52 条、輸入貿易管理令)のとおり正しい。肢 5 は支払手段等の携帯輸出入届出(100 万円相当額超。外為法、外国為替令 8 条の 2)のとおり正しい。

問 88 正解: 5

NACCS を使用して行われた申告等は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社(NACCS センター)の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に税関官署に到達したものとみなされるので、肢 5 が正しい。肢 1 は誤り: NACCS の運営主体は同センター株式会社であり、税関ではない。肢 2 は誤り: 第 7 次 NACCS の稼働開始は令和 7 年 10 月 12 日。肢 3 は誤り: NACCS による申告であっても、通関業法 14 条の通関士による審査は必要である。肢 4 は誤り: NACCS は通関業者のほか輸出入者、船会社・航空会社、保税蔵置場等も使用できる。



問 89 正解: 3

特許権を侵害する物品は、輸入してはならない貨物(関税法 69 条の 11)のみならず、輸出してはならない貨物(関税法 69 条の 2)にも該当するので、肢 3 が誤り。なお、輸出入で範囲が異なる代表例は回路配置利用権侵害物品(輸入のみ)や公安・風俗を害すべき物品、通貨偽造品(いずれも輸入のみ)である。肢 1・肢 2・肢 4 はそのとおり正しい。肢 5 も正しい: 税関長は認定手続を経て知的財産権侵害物品と認定した貨物を没収して廃棄することができる(関税法 69 条の 11 第 2 項)。

問 90 正解: 2

ATA 条約上、通関手帳(ATA カルネ)の有効期間は発給の日から 1 年を超えることができないので、肢 2 が正しい。肢 1 は誤り: ATA カルネは同一状態での再輸出を前提とする一時輸入に用いるものであり、加工又は修理を目的とする輸入には使用できない。肢 3 は誤り: カルネ自体が担保の機能を兼ねるため、輸入者が別途担保を提供する必要はない。肢 4 は誤り: 再輸出されない場合には保証団体(日本商事仲裁協会)が関税の納付義務を負う。肢 5 は誤り: カルネは輸入申告書に代わるものであり、別途の輸入申告書の提出を要しない。

第 3 科目 通関実務(問 91～問 94: 申告書作成)

問 91 解答

欄	統計品目番号	申告価格(円)
第 1 欄	6306.22-0001	2,550,000
第 2 欄	9404.30-0006	1,800,000
第 3 欄	9403.20-9001	675,000
第 4 欄	8513.10-0002	450,000
第 5 欄	9617.00-000E	372,000

1. 品目分類の根拠

品目	分類	理由
ドーム型テント	6306.22	紡織用繊維製のテントは第 63 類(紡織用繊維のその他の製品)の第 63.06 項に特掲(通則 1)。合成繊維(ナイロン)製なので第 6306.22 号。
寝袋	9404.30	詰物をした寝具は第 94.04 項であり、寝袋は第 9404.30 号に特掲。第 11 部注 1 により第 94 類の物品(寝具等)は紡織用繊維の部から除外されるため、第 63.06 項の「キャンプ用品」に寝袋は含まれない(通則 1)。9404.40(布団類)と混同しないこと。
折りたたみ式キャンプテーブル	9403.20-900	家具は材料を問わず第 94 類。第 15 部注 1 により卑金属製の家具は第 15 部(第 76 類等)から除外され第 94 類に属する。アルミニウムは鉄鋼以外の卑金属であるため、その他の金属製家具のうち「その他の卑金属製のもの」9403.20-900 に属する。
クッカーセット	7323.93	鉄鋼製の食卓用品・台所用品は第 73.23 項。ステンレス鋼製なので第 7323.93 号。鍋・フライパン・食器のセットはいずれも同号に属するため通則 3(b)の検討を要しない。



携帯用魔法瓶	9617.00	真空二重構造の魔法瓶は第 96.17 項(魔法瓶その他の真空容器)に特掲。第 15 部注 1 により第 96 類の物品は卑金属の部分から除外されるため、ステンレス鋼製であっても第 73.23 項(一般の食卓・台所用品)ではなく 9617.00 による(通則 1)。 7323 との対比が本問最大のひっかけ。
LED ランタン	8513.10	乾電池など自己に内蔵する電源で機能する携帯用電気ランプは第 85.13 項に特掲。第 94.05 項(照明器具)は「他の項に該当するものを除く」ため、8513 が優先する(通則 1)。

2. 申告価格(FOB・円)の計算

— 仕入書が FOB 建てなので換算のみ。

- ・ テント: US\$17,000 × 150.00 = **2,550,000 円**
- ・ 寝袋: US\$12,000 × 150.00 = **1,800,000 円**
- ・ テーブル: US\$4,500 × 150.00 = **675,000 円**
- ・ クッカーセット: US\$1,200 × 150.00 = **180,000 円** → 20 万円以下 → **少額貨物**
- ・ 魔法瓶: US\$1,280 × 150.00 = **192,000 円** → 20 万円以下 → **少額貨物**
- ・ LED ランタン: US\$3,000 × 150.00 = **450,000 円**

3. 少額合算の処理

- ・ 少額貨物はクッカーセット(180,000 円)と魔法瓶(192,000 円)の 2 品。
- ・ 一括して一欄にまとめ、合算後の申告価格は 180,000 + 192,000 = **372,000 円**。
- ・ 掲げる統計品目番号は「少額貨物のうち申告価格が最も大きいもの」= 魔法瓶(192,000 円 > 180,000 円)の **9617.00-000**、10 桁目を「E」として **9617.00-000E**。
- ・ 欄の順位は合算後の価格(372,000 円)で判断する。本問では 450,000 円(ランタン)より小さいため最終欄(第 5 欄)となる。

問 92 解答

欄	統計品目番号	申告価格(円)
第 1 欄	4201.00-0005	1,080,000
第 2 欄	2309.10-0006	945,000
第 3 欄	3307.90-0002	810,000
第 4 欄	6307.90-090E	351,000
第 5 欄	4016.99-0003	270,000

1. 品目分類の根拠

品目	分類	理由
ドッグフード(小売用)	2309.10	「小売用にした犬用又は猫用の飼料」は第 2309.10 号に特掲(通則 1)。
犬用リード(革製)	4201.00	第 42.01 項は「動物用の装着具」で、 引きひも(リード)が項の規定に明記 され、かつ「材料を問わない」。革製でも 4203(革製衣類等)ではない。
犬用コート(織物製)	4201.00	犬用コートも第 42.01 項の規定に明記 されており、材料を問わず 4201.00。織物製でも第 62 類(人の衣類)ではない。



犬用がん具(加硫ゴム製)	4016.99	第 95 類注 5 により、専ら動物用と認められる物品(ペットトイ)は第 95.03 項(がん具)から除外され、構成する材料の項に分類される。加硫ゴム(硬質ゴム以外)製のその他の製品として 4016.99。
ペット用シャンプー	3307.90	第 33.05 項(シャンプー)は人の頭髪用の調製品に限られる。動物用のトイレタリー製品は HS 解説により第 33.07 項の「その他」に属し、3307.90。
猫用がん具(織物製)	6307.90-090	犬用がん具と同様、第 95 類注 5 により 9503 から除外。紡織用繊維の製品(メーキャップされた物品)として第 63.07 項の「その他のもの」のうち、マスク以外のもの(6307.90-090)。
ペット用食器(プラスチック製)	3924.90	第 3924.10 号(食卓用品・台所用品)は人の飲食の用に供するもの。ペット用の給餌皿は「その他の家庭用品」として 3924.90(抜粋表の規定による)。

2. 申告価格(FOB・円)の計算

ー CIF 建てのため、海上運賃・保険料を控除して FOB 価格に換算する。

- ・ 控除額合計: US\$2,160 + US\$400 = US\$2,560。CIF 合計 US\$25,600 に対して $2,560 \div 25,600 = 10\%$ 。
- ・ 各品目の FOB 価格 = CIF 価格 $\times (1 - 0.10)$ = CIF 価格 $\times 0.9$ 。

品目	CIF(US) FOB(US)	申告価格(円)	
ドッグフード	7,000	6,300	945,000
犬用リード	5,000	4,500	675,000
犬用コート	3,000	2,700	405,000
犬用がん具(ゴム)	2,000	1,800	270,000
ペット用シャンプー	6,000	5,400	810,000
猫用がん具(織物)	1,400	1,260	189,000
ペット用食器	1,200	1,080	162,000

3. 同一番号の一欄合算

- ・ 犬用リード(675,000 円)と犬用コート(405,000 円)はいずれも **4201.00-0005** で同一番号(第 42.01 項は引きひも・犬用コートの双方を含む)なので、まず一欄に合算する: $675,000 + 405,000 = 1,080,000$ 円。合算後も 20 万円超なので大額貨物のまま第 1 欄となる。

4. 少額合算の処理と欄順位(第 57 回型のひねり)

- ・ 少額貨物(20 万円以下)は猫用がん具(189,000 円)とペット用食器(162,000 円)。合算後 **351,000 円**。
- ・ 掲げる番号は申告価格が最も大きい猫用がん具の 6307.90-090、10 桁目を E に置き換えて **6307.90-090E**。
- ・ 欄順位は合算後の価格で判断するため、**少額合算欄(351,000 円)が犬用がん具(270,000 円)を上回り第 4 欄**に入る。少額合算欄を機械的に最終欄(第 5 欄)に置かないこと(第 57 回輸出申告で初出のパターン)。

問 93 解答

設問 1

欄	品目番号	課税価格(円)
第 1 欄	1806.31-0004	1,672,000



第2欄	1905.31-0002	1,168,500
第3欄	1704.90-2102	467,400
第4欄	2007.91-1194	389,500
第5欄	1905.32-000X	311,600

1. 品目分類の根拠

品目	分類	理由
板チョコレート(詰物入り)	1806.31	ココアを含有する調製食料品は第18.06項。塊状・板状・棒状で 詰物をしたもの (ヘーゼルナッツクリーム入り)なので1806.31(詰物なしなら1806.32)。
フルーツキャンディー	1704.90-210	ココアを含有しない砂糖菓子は第17.04項(第18類ではない)。チューインガム(1704.10)以外で、統計細分「キャンデー類」なので1704.90-210。 17類(砂糖菓子)と18類(チョコレート菓子)の境界 が論点。
スイートビスケット	1905.31	ベーカリー製品は第19.05項。スイートビスケットは1905.31に特掲。
ウエハース	1905.32	ワッフル及びウエハースは1905.32に特掲(ビスケットと別号)。
紅茶ティーバッグ	0902.30-010	茶は第9類(飲料の22類ではない)。発酵茶(紅茶)で 正味3kg以下の直接包装 (小売箱100g)なので0902.30-010。
オレンジマーマレード	2007.91-119	ジャム・マーマレード類は第20.07項。 かんきつ類の果実を用い、砂糖を加えたマーマレード なので2007.91-119。

2. 課税価格の計算

(関税定率法第4条)

加算・不算入の判断:

- ・ **仲介手数料 £500 → 加算**(定率法4条1項2号イ「仲介料その他の手数料」。売手・買手双方のための仲介であり買付手数料に当たらない)。仕入書価格に応じて按分: $500 \div 20,000 = 2.5\%$ 。
- ・ **買付手数料 £300 → 加算しない**(4条1項2号イの括弧書きにより「買付手数料」は除かれる)。
- ・ **無償提供した装飾用ギフト缶 114,000円 → 加算**(4条1項3号イ「輸入貨物に組み込まれている材料、部分品又はこれらに類するもの」に該当する、買手が無償提供した小売用容器)。板チョコレートのみに加算する。
- ・ **輸入後に自己のために行う成分検査費用 50,000円 → 加算しない**(買手が自己のために行う活動の費用であり、課税価格に算入しない)。
- ・ 仕入書はCIF建てのため、輸入港までの運賃・保険料(4条1項1号)は既に含まれており、別途加算不要。

各品目の課税価格(1£=190.00円):

品目	CIF(£)	×1.025(仲介手数料按分後)	円換算	個別加算	課税価格(円)
板チョコレート	8,000	8,200.0	1,558,000	+114,000(缶)	1,672,000
キャンディー	2,400	2,460.0	467,400	—	467,400
スイートビスケット	6,000	6,150.0	1,168,500	—	1,168,500
ウエハース	900	922.5	175,275	—	175,275
紅茶	700	717.5	136,325	—	136,325
マーマレード	2,000	2,050.0	389,500	—	389,500

3. 少額合算の処理



- ・ 課税価格 20 万円以下の少額貨物はウエハース(175,275 円)と紅茶(136,325 円)。**少額判定は加算要素を含めた課税価格で行う**ことに注意。
- ・ 両品目とも関税は有税(いずれも原産品申告書がなく WTO 協定税率: ウエハース 18%、紅茶 12%)なので一括して一欄にまとめ、**適用される関税率が最も高いウエハース(18%)**の品目番号を掲げる → **1905.32-000X**。
- ・ 合算後の課税価格: $175,275 + 136,325 = 311,600$ 円。順位は合算後価格で判断し、本問では最小なので第 5 欄。

設問 2(CPTPP 原産地手続)の解答例

- ・ CPTPP の原産地証明は**自己申告制度(自己証明制度)のみ**であり、第三者機関(商工会議所等)が発給する原産地証明書¹の制度はない。**輸入者、輸出者又は生産者のいずれかが作成する「原産品申告書」**によって原産性を申告する。
- ・ CPTPP 税率の適用を受けるには、輸入申告の際に**原産品申告書**(税関が必要とする場合には、**原産品であることを明らかにする書類**(原産品申告明細書及び契約書・製造工程表等の関係書類)を追加で)を税関長に提出する。ただし、**課税価格の総額が 20 万円以下の貨物**については原産品申告書等の提出を要しない。また、第三国を経由する場合には**積送基準(運送要件)**を満たし、必要に応じ通し船荷証券等の運送関係書類により確認できることを要する。
- ・ 本問では板チョコレート及びビスケットは生産者作成の原産品申告書があり、積送基準も満たすため、CPTPP 原産品として CPTPP 税率を適用できる。令和 8 年 4 月 1 日版では、ビスケット(1905.31-000)は 3.7% である。板チョコレート(1806.31-000)は関税割当数量以内が無税・数量外が 10% であるが、本問では関税割当証明書の交付を受けていないため、適用されるのは**枠外税率 10%** である。原産品申告書があることだけで枠内無税となるわけではない。**キャンディーは原産品申告書等がなく、課税価格(467,400 円)も 20 万円を超えるため、CPTPP 税率は適用できず、WTO 協定税率(25%)**による。
- ・ (補足)英国は 2024 年 12 月に CPTPP 加入議定書が発効した新規加入国であり、第 60 回試験の時事論点として重要。なお英国原産品には日英 EPA も併存しており、実務上は要件を満たすいずれか有利な協定の税率を選択できる。

問 94 解答

欄	品目番号	課税価格(円)
第 1 欄	8516.60-0002	2,457,000
第 2 欄	8510.10-0001	1,543,500
第 3 欄	8516.31-0003	1,260,000
第 4 欄	9405.11-0002	1,228,500
第 5 欄	8539.52-010X	378,000

1. 品目分類の根拠

品目	分類	理由
電気炊飯器	8516.60	家庭用電熱機器は第 85.16 項。電気炊飯器は「その他のオープン、クッカー等」(8516.60)に属する。
ヘアドライヤー	8516.31	第 8516.31 号に特掲。8516.32(その他の頭髮用電熱機器)ではない。
電気かみそり	8510.10	電動機を自蔵する電気かみそりは第 85.10 項に特掲(通則 1・3(a): 85.16 等の一般的な項より特殊な限定が優先)。
LED 電球	8539.52-010	光源そのもの(ランプ・電球)は第 85.39 項 、LED ランプは HS2022 で新設された第 8539.52 号。A 形の統計細分は 010。照明「器具」(94.05)と混同しないこと。



LED シャンデリア	9405.11	照明器具は第 94.05 項 (85 類ではない)。天井用・壁用の電気式照明器具で LED 光源専用に設計されたものは HS2022 新設の第 9405.11 号。 8539(光源)と 9405(器具)の対比が本問最大のひっかけ。
卓上扇風機	8414.51-010	出力 125W 以下の電動機を自蔵する卓上用等の扇風機は第 8414.51 号に特掲され、電池内蔵式以外の扇風機の統計細分は 010(第 84 類)。

2. 課税価格の計算

(関税定率法第 4 条)

加算・不算入の判断:

- ・ **海上運賃 US\$1,600・保険料 US\$400 → 加算**(4 条 1 項 1 号: 輸入港に到着するまでの運送に要する運賃・保険料)。FOB 合計 US\$40,000 に対し US\$2,000 = **5%** を価格按分。
- ・ **無償提供した金型 1,890,000 円 → 加算**(4 条 1 項 3 号ロ: 輸入貨物の生産のために使用された工具・鋳型等を買手が無償提供した場合の費用)。生産数量で按分: 1,890,000 円 × 3,000 個/10,000 個 = **567,000 円** を電気炊飯器のみに加算。
- ・ **輸入港到着後の国内運送費用 80,000 円 → 加算しない**(輸入港到着「後」の運送費用は課税価格に算入しない)。
- ・ **買手が自己のために行った検査の費用 150,000 円 → 加算しない**(買手が自己のために行う活動の費用。売手のための検査や売買条件として義務付けられた検査の費用と区別すること)。
- ・ RCEP 税率は原産地証明書等がないため適用不可(第 59 回輸入申告と同旨の指示)。税率は WTO 協定税率による。

各品目の課税価格(1US\$=150.00 円):

品目	FOB(US\$)	×1.05(運賃・保険料按分後)	円換算	個別加算	課税価格(円)
電気炊飯器	12,000	12,600	1,890,000	+567,000(金型)	2,457,000
ヘアドライヤー	8,000	8,400	1,260,000	—	1,260,000
電気かみそり	9,800	10,290	1,543,500	—	1,543,500
LED 電球	1,250	1,312.5	196,875	—	196,875
LED シャンデリア	7,800	8,190	1,228,500	—	1,228,500
卓上扇風機	1,150	1,207.5	181,125	—	181,125

3. 少額合算の処理

- ・ 課税価格 20 万円以下の少額貨物は LED 電球(196,875 円)と卓上扇風機(181,125 円)。
- ・ いずれも **無税**なので一括して一欄にまとめ、課税価格が最も大きい LED 電球の品目番号を掲げる → **8539.52-010X**。
- ・ 合算後の課税価格: 196,875 + 181,125 = **378,000 円**。順位は合算後価格で判断し、本問では最小なので第 5 欄。

学習上の補足(4 問共通)

1. **少額合算の符号**: 輸出「E」・輸入「X」。合算先の決め方は、輸出=**申告価格最大**の統計品目番号、輸入(有税)=**適用関税率最高**(同率なら課税価格最大)、輸入(無税)=**課税価格最大**。3 回連続(57~59 回)で固定出題されており、第 60 回でも必出と予想する。
2. **欄の順位は合算後の価格で判断**する(問 92 で再現した第 57 回型)。少額欄=最終欄という思い込みは危険。
3. **少額(20 万円以下)の判定は、輸出は FOB 申告価格、輸入は加算要素を織り込んだ課税価格**で行う。同一品目番号の合算がある場合は合算後の額で判定する。



4. **加算要素の定番判断**(定率法 4 条 1 項): 仲介手数料=加算/買付手数料=不算入(2 号イ)、容器・包装費用=加算(2 号ロ・ハ)、無償提供の材料・工具・金型=加算・按分(3 号イ・ロ)、輸入港までの運賃・保険料=加算(1 号)、輸入港到着後の運送費=不算入、買手が自己のために行う検査・活動の費用=不算入。
5. **EPA の原産地証明方式の違い**: CPTPP=自己申告のみ(原産品申告書)、日 EU・日英 EPA=自己申告のみ、RCEP=第三者証明(原産地証明書)・認定輸出者・自己申告の 3 方式。いずれも課税価格総額 20 万円以下は証明書類の提出不要。英国の CPTPP 加入(2024 年 12 月発効)は第 60 回の有力時事論点。
-

第 3 科目 通関実務(問 95～問 122: 選択式・択一式・計算式)

問 95 正解: 1、2、4、5

- ・ 1 正しい。通則 1。部・類・節の表題は「単に参照上の便宜のために設けたもの」であり、所属決定の法的効力を持たない。
- ・ 2 正しい。通則 1。所属は項の規定及び部注・類注により決定し、これらに定めのない場合に通則 2 以下による。
- ・ 3 誤り。通則 2(a)。完成した物品で提示の際に組み立ててないもの又は分解してあるもの(ノックダウン等)は、**完成した物品**が属する項に分類する。部分品として分類するのではない。
- ・ 4 正しい。通則 2(b)。材料・物質への言及は混合物・結合物を含み、二以上の材料から成る物品は通則 3 により決定する。
- ・ 5 正しい。通則 2(a)前段。未完成品でも提示の際に完成品としての重要な特性を有すれば完成品の項に分類する。

問 96 正解: 1、2、4、5

- ・ 1 正しい。通則 3(a)(最も特殊な限定をした項の優先)。
- ・ 2 正しい。通則 3(b)。小売用セットは「重要な特性(essential character)」を与える構成要素により全体を分類する。
- ・ 3 誤り。通則 3(c)。数字上の配列において**最後**の項に属する(「最初の項」ではない)。
- ・ 4 正しい。通則 5(a)。特定の物品用に製作した容器で長期間の使用に適し、中身とともに提示・販売されるものは中身と同じ項に分類する(容器が全体に重要な特性を与える場合を除く)。バイオリンケースは典型例(第 58 回輸出申告でも出題)。
- ・ 5 正しい。通則 6。号(6 桁)の決定には通則 1～5 を準用し、比較は同一水準の号の間でのみ行う。

問 97 正解: 1、2、3

- ・ 1 正しい。CPTPP の原産地手続は、輸入者・輸出者・生産者による自己申告制度のみであり、発給機関による第三者証明制度はない。
- ・ 2 正しい。英国の CPTPP 加入議定書は 2024 年(令和 6 年)12 月に発効しており、英国は CPTPP 締約国である。英国原産品は所定の要件・手続の下で CPTPP 税率の適用を受けられる。
- ・ 3 正しい。CPTPP は完全累積を採用しており、他の締約国の原産材料に加え、締約国で行われた生産行為も累積の対象となる。英国加入後は英国の材料・生産行為も対象。
- ・ 4 誤り。RCEP 協定では、①発給機関による原産地証明書、②認定された輸出者による原産地申告に加え、③輸出者・生産者・**輸入者**が作成する原産品申告書(自己申告)も認められている(我が国への輸入では輸入者自己申告が利用可能)。
- ・ 5 誤り。課税価格の総額が 20 万円以下の貨物については、原産品申告書・締約国原産地証明書等の提出は要しない。

問 98 正解: 1、3、4、5

- ・ 1 正しい。委託販売のための輸出入は売買(輸入取引)に該当せず、課税価格の決定の原則(定率法 4 条 1 項)は適用できない(4 条の 2 以下による)。



- ・ 2 誤り。買手による処分・使用の制限があると原則は適用できないが、**輸入貨物の販売が認められる地域についての制限**、法令により課される制限等は「特別な事情」から除外されており(定率法 4 条 2 項 1 号カッコ書)、これらの制限のみであれば原則を適用できる。
- ・ 3 正しい。特殊関係があっても取引価格がその影響を受けていないと認められれば原則を適用できる(定率法 4 条 2 項 4 号カッコ書)。
- ・ 4 正しい。国内販売価格に基づく方法(4 条の 3 第 1 項)が製造原価に基づく方法(同条 2 項)に先立つのが原則だが、輸入者の申出(希望)があれば製造原価に基づく方法を優先適用できる。
- ・ 5 正しい。現実支払価格には、買手による売手の債務の弁済その他の間接的な支払の額が含まれる。

問 99 正解: 1、2、3

- ・ 1 正しい。輸入港到着までの運賃・保険料等は加算要素(定率法 4 条 1 項 1 号)。仕入書価格に含まれていなければ加算する。
- ・ 2 正しい。手数料のうち**買付手数料は加算しない**(定率法 4 条 1 項 2 号イカッコ書)。
- ・ 3 正しい。輸入港到着後の運送費用は、その額が明らかであれば課税価格に算入しない。
- ・ 4 誤り。買手が**自己のために**行った検査の費用は課税価格に算入しない(売手のために買手が負担した検査費用は現実支払価格の一部となる点と対比)。
- ・ 5 誤り。買手による処分・使用による収益で直接・間接に売手に帰属するものは**加算する**(定率法 4 条 1 項 5 号)。

問 100 正解: 2、3、4、5

- ・ 1 誤り。輸出申告は保税地域等への搬入**前**でも行うことができる(平成 23 年の保税搬入原則の見直し。輸出の許可は原則として搬入後)。
- ・ 2 正しい。輸出申告価格は本邦の輸出港における本船甲板渡し価格(FOB 価格)(関税法施行令 59 条の 2)。
- ・ 3 正しい。輸出の許可を受けた貨物は外国貨物である(関税法 2 条 1 項 3 号)。
- ・ 4 正しい。輸出許可済貨物は外国貨物であるため、国内に引き取るには輸入の手続(輸入申告・許可)が必要となる。
- ・ 5 正しい。価格 20 万円超の郵便物は簡易手続によらず、輸出申告・輸出の許可が必要である(関税法 76 条)。

問 101 正解: 1、2、3、4

- ・ 1 正しい。関税額の確定は申告納税方式が原則(関税法 6 条の 2 第 1 項 1 号)。
- ・ 2 正しい。入国者の携帯品・別送品、賦課課税方式が適用される郵便物等は賦課課税方式(同項 2 号)。
- ・ 3 正しい。納税申告をした者は、当該貨物を輸入する日までに関税を納付しなければならない(関税法 9 条 1 項)。実務上、納付がなければ輸入は許可されない。
- ・ 4 正しい。担保提供を条件とする納期限の延長(個別延長・包括延長とも最長 3 月)(関税法 9 条の 2)。
- ・ 5 誤り。特例申告に係る関税の納期限は**特例申告書の提出期限と同一**(輸入許可の日の属する月の翌月末日)であり、その翌日から 1 月ではない。

問 102 正解: 1、2、4、5

- ・ 1 正しい。課税価格の合計額 1 万円以下の物品の免税(定率法 14 条 18 号)。現行有効である。
- ・ 2 正しい。革製バッグ、メリヤス編み等の衣類、履物など、本邦の産業への影響等を考慮して定められた物品は 1 万円以下でも免税されない(定率法施行令 16 条の 3)。
- ・ 3 誤り。令和 8 年度改正でも関税の 1 万円以下免税は**存置**され、「検討継続」とされている(廃止が決定・施行された事実はない)。なお、個人使用貨物の課税価格の特例(海外小売価格×0.6)の廃止は令和 10 年 4 月 1 日施行予定、通関輸入の少額物品に係る消費税の課税化は 2028 年 4 月予定であり、いずれも第 60 回試験の出題法令基準日(令和 8 年 7 月 1 日)時点では未施行である。
- ・ 4 正しい。少額輸入貨物の簡易税率(定率法 3 条の 3)は課税価格の合計額 20 万円以下の貨物に適用され、7 区分である。
- ・ 5 正しい。輸入者がその輸入貨物の**全部**について簡易税率の適用を希望しない旨を税関に申し出たときは、一般税率による。



- ・ 補足: 簡易税率にも適用除外物品(米などの有税品で本邦の産業への影響を考慮すべきもの等)がある。

問 103 正解: 1、3、5

- ・ 1 アイスクリーム: **第 21 類**(21.05 項)。
- ・ 2 天然はちみつ: 第 4 類(04.09 項)。動物性生産品。
- ・ 3 インスタントコーヒー: **第 21 類**(21.01 項、コーヒーのエキス)。いったコーヒー(第 9 類)とのひっかけ。
- ・ 4 マーガリン: 第 15 類(15.17 項)。バター(第 4 類)とのひっかけ。
- ・ 5 しょうゆ: **第 21 類**(21.03 項、ソース・調味料)。

問 104 正解: 1、3、4

- ・ 1 ミネラルウォーター: **第 22 類**(22.01 項)。
- ・ 2 オレンジジュース(果実の搾汁): 第 20 類(20.09 項)。「飲料は 22 類」の例外で、果実・野菜のジュースは第 20 類(第 59 回輸出申告の頻出境界)。
- ・ 3 食酢: **第 22 類**(22.09 項)。
- ・ 4 ビール: **第 22 類**(22.03 項)。
- ・ 5 牛乳: 第 4 類(04.01 項)。

問 105 正解: 2

- ・ 1 毛皮製のコート → 第 43 類(毛皮製品)。
- ・ 2 革製のハンドバッグ → **第 42 類**(42.02 項)。正解。
- ・ 3 メリヤス編みの手袋 → 第 61 類(メリヤス編み衣類附属品)。革製手袋なら第 42 類となる点と対比。
- ・ 4 ゴム製の長靴 → 第 64 類(履物は材料を問わず第 64 類)。
- ・ 5 甲が革製のスポーツ用の履物 → 第 64 類。革製でも「履物」は第 64 類。

問 106 正解: 4

- ・ 1 誤り。化粧石けんも **第 34 類**(石けん)。第 33 類(化粧品)ではない。
- ・ 2 誤り。カゼインは **第 35 類**(たんぱく系物質)。乳由来でも第 4 類ではない。
- ・ 3 誤り。紙おむつは材料を問わず **第 96 類**(96.19 項)に統合されている。
- ・ 4 正しい。収集用の使用済み郵便切手は **第 97 類**(97.04 項)。未使用の切手(郵便料金を表すもの)は第 49 類(49.07 項)である点と対比。
- ・ 5 誤り。乗用自動車は **第 87 類**。第 86 類は鉄道車両。

問 107 正解: 1

- ・ 1 正しい。修正申告は、税関長の更正があるまでの間に限りすることができる(関税法 7 条の 14)。
- ・ 2 誤り。修正申告は税額に**不足額**がある場合等に行うもの。税額が過大な場合の減額は**更正の請求**(関税法 7 条の 15)による。
- ・ 3 誤り。更正の請求ができる期間は、原則として当該貨物の**輸入の許可の日から 5 年以内**(3 年ではない)。
- ・ 4 誤り。更正は輸入許可の前後を問わず、法定の期間制限(原則 5 年)内で行うことができる。
- ・ 5 誤り。修正申告に税関長の承認は不要である。

問 108 正解: 1

- ・ 1 正しい。延滞税は法定納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて課される(関税法 12 条 1 項)。
- ・ 2 誤り。過少申告加算税の割合は原則 **10%**(関税法 12 条の 2 第 1 項)。累積増差税額が期限内申告税額と 50 万円のいずれか多い額を超える部分には 5% が加重される。15% は無申告加算税の原則割合。
- ・ 3 誤り。延滞税は、その額が **1,000 円未満**であるときは徴収しない(100 円未満の端数は切捨て)。5,000 円未満で課さないのは加算税。
- ・ 4 誤り。期限内特例申告書の提出がなかったことについて**正当な理由**があると認められる場合には、無申告加算税は課されない。
- ・ 5 誤り。重加算税は過少申告加算税・無申告加算税に**代えて**課されるものであり、延滞税とは併せて課される。



問 109 正解: 1

- ・ 1 正しい。3 月超の蔵置には蔵入承認が必要(関税法 43 条の 3)。蔵置期間は当該承認の日から原則 2 年(延長可、関税法 43 条の 2)。
- ・ 2 誤り。指定保税地域に外国貨物を置くことができる期間は原則 **1 月**(入れた日から 1 月を経過した外国貨物は収容の対象となる。関税法 80 条 1 項 1 号)。
- ・ 3 誤り。見本の一時持出しは税関長の**許可**が必要(関税法 32 条)。届出ではない。
- ・ 4 誤り。外国貨物が亡失した場合は直ちに税関長に**届け出**なければならない、原則として許可を受けた者等から**関税が徴収**される(災害等による滅失、税関長の承認を受けて滅却した場合等を除く)。
- ・ 5 誤り。保税作業(外国貨物の加工・製造等)ができるのは**保税工場**(関税法 56 条)。保税蔵置場では内容点検・改装・仕分けその他の手入れ等ができるにとどまる。

問 110 正解: 1

- ・ 1 正しい。特例輸入者は引取申告(輸入申告)により貨物を引き取り、納税申告(特例申告)は輸入許可の日の属する月の**翌月末日**までに特例申告書を提出して行う(関税法 7 条の 2)。
- ・ 2 誤り。AEO 事業者(特定輸出者を含む)については申告官署の自由化により、いずれの税関官署に対しても輸出申告をすることができる。また特定輸出申告は保税地域等に入れることなく行うことができる。
- ・ 3 誤り。特例委託輸入者は、認定通関業者に通関手続を委託する輸入者であり、税関長の**承認は不要**(承認が必要なのは特例輸入者)。
- ・ 4 誤り。担保の提供は、税関長が**必要があると認めるとき**に命じることができるものであり、常に必要とされるものではない。
- ・ 5 誤り。認定通関業者制度は**関税法**(79 条)に規定されている(通関業法ではない)。

問 111 正解: 4,875,000 円

計算過程:

1. FOB 価格: 30,000 米ドル
2. 加算する輸入港到着までの運賃・保険料: 2,000 米ドル+500 米ドル=2,500 米ドル(定率法 4 条 1 項 1 号)
3. 輸入港における船卸費用 300 米ドルは、輸入港**到着後**の費用であり加算しない。
4. 輸入港到着後の国内運送運賃 60,000 円は、額が明らかであるので算入しない。
5. 課税価格=(30,000+2,000+500)×150 円 = 32,500 米ドル×150 円 = **4,875,000 円**

問 112 正解: 2,940,000 円

計算過程:

1. 仕入書価格(CIF): 2,800,000 円
2. 商標権ロイヤルティ 140,000 円は、①輸入貨物に係るものであり、②取引の状況その他に照らして輸入取引の条件として支払われるものであるから、加算する(定率法 4 条 1 項 4 号)。支払先が売手以外の第三者(商標権者)であっても加算要件に変わりはない。
3. 買手が自己の計算と危険負担で支出した国内広告宣伝費 200,000 円は、課税価格に算入しない。
4. 課税価格 = 2,800,000 円+140,000 円 = **2,940,000 円**

問 113 正解: 4,710,000 円

計算過程:

1. FOB 価格+輸入港到着までの運賃・保険料=(20,000+1,800)×150 円 = 3,270,000 円
2. 無償提供された生地(材料): 取得費用 600,000 円+提供に要した運送費用 40,000 円 = 640,000 円を加算(定率法 4 条 1 項 3 号イ。提供に要した運賃も「提供に要した費用」として加算)。
3. 無償提供された金型: 800,000 円を加算(同号ロ)。全量が当該輸入貨物の生産に使用されるため按分を要しない。
4. **本邦において**開発されたデザインの開発費 300,000 円は加算しない(同号ニは「本邦以外において開発された」技術・設計・デザイン等に関し加算)。



5. 課税価格 = 3,270,000 + 640,000 + 800,000 = **4,710,000 円**

問 114 正解: 3,570,000 円

計算過程:

1. 仕入書価格(CIF): 3,500,000 円
2. 買付手数料 175,000 円は加算しない(定率法 4 条 1 項 2 号イかつこ書)。
3. 仲介料 70,000 円は「仲介料その他の手数料(買付手数料を除く)」として加算する(同号イ)。
4. 買手が自己のために行った検査の費用 50,000 円は加算しない。
5. 課税価格 = 3,500,000 円 + 70,000 円 = **3,570,000 円**

問 115 正解: 255,700 円

計算過程:

1. 課税標準の端数処理: 課税価格 4,567,890 円 → **千円未満切捨て** → 4,567,000 円(関税法 13 条の 4 による国税通則法 118 条 1 項の準用)
2. 関税額: 4,567,000 円 × 5.6% = 255,752 円
3. 税額の端数処理: **百円未満切捨て**(同法 119 条 1 項の準用) → **255,700 円**

問 116 正解: 140,700 円

計算過程:

1. 適用税率の判定: ①国定税率は、暫定税率が基本税率に**優先**するので 8%。②協定税率(6%)は、WTO 加盟国等を原産地とする貨物について、国定税率**より低い場合に限り**適用される。6% < 8% であるから協定税率 6% を適用する。
2. 課税標準: 2,345,678 円 → 千円未満切捨て → 2,345,000 円
3. 関税額: 2,345,000 円 × 6% = 140,700 円(百円未満の端数なし) → **140,700 円**

問 117 正解: 209,300 円

計算過程:

1. 適用税率の判定: CPTPP 原産品としての要件・手続(原産品申告書の提出等)がすべて満たされているので、EPA 税率 3.2% を適用できる(基本 5%・協定 4.3% より低く、輸入者に有利)。
2. 課税標準: 6,543,210 円 → 千円未満切捨て → 6,543,000 円
3. 関税額: 6,543,000 円 × 3.2% = 209,376 円 → 百円未満切捨て → **209,300 円**

問 118 正解: 159,500 円

計算過程(関税法 12 条の 2):

1. 加算税の計算の基礎となる税額: 修正申告により新たに納付すべき税額 1,230,000 円(1 万円未満の端数なし)
2. 本則(10%): 1,230,000 円 × 10% = 123,000 円
3. 加重措置(5%): 累積増差税額 1,230,000 円が「期限内申告税額(400,000 円)と 50 万円のいずれか**多い額**(=500,000 円)」を超えるので、その超える部分に 5% を加算。
 - ・ 超える部分: 1,230,000 円 - 500,000 円 = 730,000 円(1 万円未満の端数なし)
 - ・ 730,000 円 × 5% = 36,500 円
4. 過少申告加算税の額 = 123,000 円 + 36,500 円 = **159,500 円**(百円未満の端数なし、5,000 円以上なので徴収される)

なお、この修正申告は「更正があるべきことを予知して」されたものであるため、原則の 10% による。調査通知前の自発的な修正申告であれば過少申告加算税は課されず、調査通知以後・更正予知前の修正申告であれば 5%(加重対象部分は 10%)に軽減される。



問 119 正解: 221,000 円

計算過程(関税法 12 条の 3):

1. 計算の基礎となる税額: 820,000 円(1 万円未満の端数なし)
2. 本則(15%): 決定を予知してされた期限後特例申告であるため原則税率 15% を適用。820,000 円 $\times$ 15% = 123,000 円
3. 50 万円超加重(5%): 820,000 円-500,000 円 = 320,000 円、320,000 円 $\times$ 5% = 16,000 円
4. 繰返しに係る加重(10%): 期限後特例申告書の提出の日の前日から起算して 5 年前の日までの間に、繰返し加重の判定から除外されない無申告加算税を課されたことがあるため、820,000 円 $\times$ 10% = 82,000 円を加算。
5. 無申告加算税の額 = 123,000 円+16,000 円+82,000 円 = **221,000 円**

補足: 納付すべき税額のうち 300 万円を超える部分には 15% の加重(計 30%)があるが、本問は 300 万円以下なので適用がない。また、調査通知前に自発的に提出された期限後特例申告であれば 5% に軽減される。

問 120 正解: 5,900 円

計算過程(関税法 12 条):

1. 延滞税の計算の基礎となる関税額: 1,234,500 円 $\rightarrow$ **1 万円未満切捨て** $\rightarrow$ 1,230,000 円(基礎が 1 万円未満なら延滞税は課されない)
2. 延滞税額: 1,230,000 円 $\times$ 2.4% $\times$ 73 日/365 日 = 1,230,000 $\times$ 0.024 $\times$ 0.2 = 5,904 円
3. 端数処理: **100 円未満切捨て** $\rightarrow$ **5,900 円**(1,000 円以上なので徴収される)

なお、修正申告の日に全額納付しているため、納期限(修正申告の日)の翌日から 2 月を経過する日後の高い割合(年 14.6% と特例基準割合による率のいずれか低い率)が適用される期間はない。延滞税の期間は法定納期限(この場合は輸入の許可の日)の翌日から起算する点に注意。

問 121 正解: 34,600 円

計算過程:

1. 当初申告に係る関税額: 3,456,789 円 $\rightarrow$ 千円未満切捨て $\rightarrow$ 3,456,000 円 $\times$ 4% = 138,240 円 $\rightarrow$ 百円未満切捨て $\rightarrow$ 138,200 円
2. 修正申告後の総関税額: 4,321,098 円 $\rightarrow$ 千円未満切捨て $\rightarrow$ 4,321,000 円 $\times$ 4% = 172,840 円 $\rightarrow$ 百円未満切捨て $\rightarrow$ 172,800 円
3. 修正申告により新たに納付すべき関税額 = 172,800 円-138,200 円 = **34,600 円**

ポイント: 差額を計算する際は、①正しい課税価格に基づく総税額を端数処理まで行って確定し、②そこから既に確定していた当初税額(端数処理後)を控除する。課税価格の差額に税率を乗じるのではない。

問 122 正解: 330,900 円

計算過程:

1. **関税**: 課税価格 1,870,543 円 $\rightarrow$ 千円未満切捨て $\rightarrow$ 1,870,000 円 $\times$ 7% = 130,900 円(百円未満の端数なし)
2. **消費税**: 課税標準 = 関税の課税価格(端数処理前の 1,870,543 円)+関税額 130,900 円 = 2,001,443 円 $\rightarrow$ 千円未満切捨て $\rightarrow$ 2,001,000 円
 - ・ 消費税額 = 2,001,000 円 $\times$ 7.8% = 156,078 円 $\rightarrow$ 百円未満切捨て $\rightarrow$ 156,000 円
3. **地方消費税**: 課税標準 = 納付すべき消費税額 156,000 円
 - ・ 地方消費税額 = 156,000 円 $\times$ 22/78 = 44,000 円(百円未満の端数なし)
4. 合計納付額 = 130,900 円+156,000 円+44,000 円 = **330,900 円**

ポイント: ①消費税の課税標準には**端数処理前**の関税課税価格を用い、これに関税額(と消費税以外の個別消費税額)を加えたうえで千円未満を切り捨てる。②地方消費税(貨物割)の課税標準は百円未満切捨て後の消費税額であり、税率は 78 分の 22。③各税ごとに百円未満切捨てを行う。

